

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月 26日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 12 号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則（令和5年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「該当する書類」を「該当する書類。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当する書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者であることを確認するため市長が適当と認める書類

第2条第1項第1号アからウまでを次のように改める。

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

イ 運転免許証

ウ 健康保険の資格確認書

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 開示請求をする者と死者との関係を示す次のいずれかに該当する書類

ア 戸籍謄本

イ 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

ウ 外国の公的書類及びその日本語訳

第2条第2項中「提出すれば足りる」を「提出するものとする」に改め、同項第1号中「前項各号」を「前項第1号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第2号に掲げる書類のいずれかの書類

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。